

新型インフルエンザ等対策有識者会議
基本的対処方針等諮問委員会（第12回）議事録

1. 日時 令和3年2月12日（金）8：45～9：59

2. 場所 中央合同庁舎8号館 講堂

3. 出席者

《構成員》

会長	尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
会長代理	岡部 信彦	川崎市健康安全研究所所長
	井深 陽子	慶應義塾大学経済学部教授
	大竹 文雄	大阪大学大学院経済学研究科教授
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物分野教授
	釜范 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	川名 明彦	防衛医科大学校内科学講座（感染症・呼吸器）教授
	小林 慶一郎	公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹
	鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
	竹森 俊平	慶應義塾大学経済学部教授
	田島 優子	さわやか法律事務所弁護士
	舘田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
	谷口 清州	独立行政法人国立病院機構三重病院臨床研究部長
	朝野 和典	大阪大学大学院医学系研究科感染制御学教授
	中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所弁護士
	長谷川 秀樹	国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
	脇田 隆宇	国立感染症研究所所長

《オブザーバー》

飯泉 嘉門	全国知事会会長
井上 隆	日本経済団体連合会常務理事
石田 昭浩	日本労働組合総連合会副事務局長

《事務局》

（内閣官房・内閣府）

西村 康稔 国務大臣

赤澤	亮正	内閣府副大臣
和田	義明	内閣府大臣政務官
吉田	学	新型コロナウイルス感染症対策推進室長
井上	肇	新型コロナウイルス感染症対策推進室次長
池田	達雄	内閣審議官
鳥井	陽一	内閣参事官
村瀬	佳史	大臣官房審議官（経済財政運営担当）

（厚生労働省）

田村	憲久	厚生労働大臣
三原	じゅん子	厚生労働副大臣
こやり	隆史	厚生労働大臣政務官
福島	靖正	医務技監
迫井	正深	医政局長
正林	督章	健康局長
佐々木	健	内閣審議官

○事務局（鳥井） ただいまから、第12回「基本的対処方針等諮問委員会」を開催いたします。開催に当たりまして、政府対策本部副本部長の西村国務大臣から挨拶をさせていただきます。

○西村国務大臣 おはようございます。お忙しいところ、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

まず、緊急事態宣言でありますけれども、1都3県が1月8日から、7府県が1月14日からということになりまして、約1か月が経過したところであります。この間、飲食店の20時までの営業時間の短縮をお願いいたしまして、多くの飲食店で協力をいただいている中、対象区域におきまして、今は10府県でありますけれども、新規陽性者の報告数が減少傾向になってきているところであります。これも事業者の皆様の御協力、また、国民の皆様の不要不急の外出自粛も含めた様々な御協力、改めて感謝申し上げたいと思います。

しかしながら、医療提供体制は引き続きひっ迫している状況でございます。特に高齢者施設での感染、院内感染などが多発する中で、高齢者の感染者の数がなかなか減らない状況にあると分析をされております。

また、飲食関係のクラスターも減少はしておりますけれども、引き続き、昼カラオケであったり、家庭でのいわゆる食事会、パーティーといったものでもクラスターが発生している報告があるわけでありまして。

また、朝の通勤時の駅の人流を見ておりますけれども、昨年春の緊急事態宣言のときと比べますと、前は7割減っていたわけですが、今回は首都圏で約4割、関西圏で約3割の減少にとどまっております。

また、日本生産性本部の調査では、首都圏の1都3県のテレワークの実施率が32.7%ということでありましてけれども、昨年春は41%を超えておりましたので、9ポイント程度低くなっております。こうした状況で、この緊急事態宣言を長引かせないためにも、ぜひ、引き続きの御協力をお願いしたいと思っております。

感染者の減少傾向を確かなものとしていくということ。そして、医療への負荷を軽減させること。特にワクチン接種を行う医療機関への負荷をぜひとも軽減することが必要であります。こうした観点から、引き続き飲食店に対する20時までの時間短縮をお願いしたいと思いますし、また、テレワークの実施による出勤者数の7割削減についても、様々な支援策も用意しております。3次補正で成立した中でも支援策がありますので、中小企業の皆さんにもさらに取組をお願いしたいと思っております。

また、昼間も含めた、それから県をまたぐものも含めた不要不急の外出・移動の自粛、特に昼ならばいいのではないかとということで昼飲み、あるいは飲食店が休みだから家で集まって飲もうという宅飲み、それから、私も少し車で繁華街を視察したりしておりますけれども、いわゆる路上で集まって飲み会のようなことをやっているケースもござい

ます。土日の人出もむしろ増えてきている傾向にありますので、ぜひこういった面も含めて、不要不急の外出自粛を改めてお願いしたいと思っております。

イベントの開催制限は、引き続き継続をお願いしております。何としましてもこの感染拡大を抑えていくために、事業者の皆さん、国民の皆様に、もう一段の御協力をお願いしたいと思っております。

そして、本日は2点、1つは新型インフルエンザ等対策特別措置法などの改正がされました。明日13日から施行となりますので、そのことについて。また、2月9日の新型コロナの分科会で御議論をいただきまして、ワクチン接種における実施体制や接種順位などについて取りまとめが行われましたので、これを踏まえた基本的対処方針の変更について諮問させていただければと考えております。

特措法につきましては、「まん延防止等重点措置」というものが導入されました。実施に当たっては、緊急事態宣言にならないようにするためにということではありますが、基本的にステージⅢ相当の対策が必要な地域での対応を想定しておりますけれども、その都道府県の特定の区域において感染が拡大している場合に、それが全県に広がらないように、そこで抑え込んでいこうということでもあります。医療提供体制や公衆衛生体制に支障が生じるおそれがあると認められる場合に、そうした対応を取ることになっております。その場合も、この基本的対処方針等諮問委員会にお諮りをして、御意見をいただいた上で対応することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

その上で、重点措置区域の都道府県が定められますと、それぞれの知事が定める区域、期間及び業態において効果的な対策を徹底するということになっておりますので、後ほどまた御説明をさせていただければと思っております。

さらに、要請や命令などの罰則が設けられている措置につきましては、人権に十分配慮して、要請に応じていただけない場合には文書で丁寧に説明をする。また、要請や命令を行う場合には、あらかじめそれぞれの都道府県において専門家の意見をお聞きすることとなっております。こうした人権に配慮した運用に努めてまいりたいと考えております。

ワクチンにつきましては、安全性・有効性を確認した上で、2月中旬に接種を開始すべく準備を進めてきているところであります。後ほど田村大臣からもお話があるかと思っております。分科会におきまして、実施体制や接種順位につきましてワクチン接種についての取りまとめが行われましたので、それを踏まえまして、ワクチン接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立って取り組んでいくこととしたいと考えております。後ほど説明をさせていただきます。

その上で、緊急事態宣言の対象区域となっております10都府県につきましては、冒頭にも申し上げましたとおり、新規陽性者の報告数は減少傾向となっておりますけれども、医療提供体制は厳しい状況が継続しておりますので、引き続き緊急事態宣言を実施する必要があると考えておりますので、今日の諮問にはこれは含めておりません。今後とも、

感染状況、病床のひっ迫状況あるいは外出している人流なども、それぞれの都道府県とも状況を共有しながら、日々、分析を重ねていきたいと考えております。また改めて御相談をさせていただければと思います。

緊急事態宣言を早く終わらせるためにも、何としてもまずは今の感染を早期に終息させるべく、感染拡大を抑えることを最優先で取り組んでいきたいと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、ワクチン接種を円滑に進めるためにも、医療機関への負荷をしっかりと下げていくことが大事だと考えております。引き続き、国民の皆様、そして事業者の方々、地方自治体としっかりと連携をしながら全力で取り組んでいきますので、どうぞ本日も忌憚のない御意見をよろしくお願い申し上げます。

○事務局（鳥井） 次に、同じく政府対策本部副本部長の田村厚生労働大臣から挨拶をさせていただきます。

○田村厚生労働大臣 おはようございます。早朝から御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

全国の新規感染者、昨日は1,691名ということで、1週間移動平均は1,805名、1月中旬以降、減少傾向が続いております。本当に国民の皆様方、また、若い方々にも大変な御協力をいただきまして、何とか感染拡大、減少のほうに向かっております。心から御礼を申し上げる次第であります。

重症者数も701名と減ってきてつつあります。ただ、やはり新規感染者よりも遅れて入院患者、重症者の数は減ってまいりますので、我々はまだ一段の努力をしていかなければならないと思っております。

高齢者施設でのクラスターもまだ完全に収まっておりません。そういう意味で、我々はこの対策も進めていかなければならないと考えておりますが、昨日、祝日にもかかわらず、先生方にはアドバイザリーボードに御参加いただきまして、ありがとうございました。

色々と現在の感染状況、分析評価をいただいたわけでありまして、1都3県、愛知、岐阜、大阪、兵庫、京都では、新規感染者数の減少が継続しているけれども、人流の低下の鈍化も見られ、留意が必要ということ。それから、クラスターは医療機関、福祉施設、家庭内を中心に発生しており、重症者や死亡者の減少が遅れる可能性があり、動向に注意が必要ということ。さらには、新規感染者の減少傾向を確かなものとし、重症者、死亡者、ワクチン接種に向けた医療機関の負荷を減少させ、感染の再拡大を防止するとともに、変異株を的確に探知するためにも、引き続き対策を徹底する必要があるということ。さらには、宣言解除地域でも再拡大につながらないように、感染リスクに応じた積極的検査や積極的疫学調査を再度強化する必要、そして、福祉施設・医療機関における感染拡大を防止する取組が必要、施設等の職員への定期的検査、専門家派遣等の支援が

求められる、との御意見をいただいたわけであります。

今、感染状況は収まりつつあるのですが、ただ、医療提供体制はまだひっ迫している地域もございますので、さらに役割分担をしっかりとお願いさせていただきながら、病床を確保していく。これはこれからも続けてまいりたいと都道府県にお願いする予定であります。

それから、高齢者施設に関してでありますけれども、これは従事者の方々の検査の実施計画を2月中におつくりいただいて、3月にはきちんとやっていただく。実はアドバイザリーボードでは、もっと早めてほしいという御意見もございました。再度、そういうお願い、徹底を都道府県にさせていただくと同時に、もし感染者が出た場合には、感染制御の専門チームを都道府県でしっかりと養成、おつくりいただいて、それぞれの施設に派遣していただく。こういうことをお願いしたところであります。

また、変異株でありますけれども、各地域で海外から帰ってきた方と接していない方々の中でクラスター等々が起こってきております。まだ面的な広がりとはまだ行ってないと思いますが、しかしながら、そういう孤発例が出てきているということは、国内の中で変異株というものが一定程度発生していることは間違いないわけでありまして、そういう意味での積極的疫学調査、ゲノム解析をしっかりと強化するよというということで、今、体制を整備しております。

ワクチンに関しては、今日の夕刻、薬食審で御議論いただきます。承認して差し支えないというような結論が得られれば、我々は即座に承認をさせていただきまして、その上で2月中旬、すぐに体制を整えた上で、まず医療関係者から接種を始めていくというのでございますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

本日は、先般成立をいたしまして、いよいよ施行されます特措法の改正法に対する御議論、そして、基本的対処方針の改定について闊達な御議論を賜りますように、よろしくお願いたします。

○事務局（鳥井） ここで報道の皆様には御退出をお願いいたします。

（報道関係者退出）

○事務局（鳥井） 本日は、東京大学医科学研究所の河岡構成員が御欠席です。また、御意見をいただくために、全国知事会から飯泉会長、日本経済団体連合会から井上理事、日本労働組合総連合会から石田副事務局長にリモートで御出席いただいております。

また、その他のリモート参加の構成員の皆様は、お手元の座席図のウェブ参加者の欄に記載のとおりでございます。

なお、本委員会については非公開でございますが、議事の内容を記録し、公表することとさせていただいております。

それでは、ここからは尾身会長に議事進行をお願いいたします。

○尾身会長 おはようございます。今日は予算委員会がありまして、なるべく予定どおりに終えたいと思いますので、よろしく御協力をお願いします。

それでは、まず最初に、昨日行われたアドバイザリーボードの状況分析について、脇田構成員からお願いします。

○脇田構成員 <参考資料1を説明>

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、質疑応答は後でしたいと思いますので、次に、基本的対処方針の改定案について、内閣官房からお願いいたします。

○事務局（池田） <資料1、資料2、参考資料2、参考資料3を説明>

○尾身会長 どうもありがとうございました。それでは、アドバイザリーボードの評価と今の基本的対処方針の改定案について、コメント、質問等々がありましたら挙手をお願いします。竹森構成員。

○竹森構成員 まず、特措法の改正については、去年の5月頃と比べて、全体のアクティビティーを抑えるのではなくて、ピンポイントで問題点に対応していくための準備を目指したということで、大変プラスだと考えています。特に飲食店というのが一つのキーとされており、そこでの感染を抑える措置を強化したことは非常によかったと思います。

もう一つ、感染の数字についても大分改善が見られます。今日頂いた資料を見て随分よくなっているなと思ったのですが、ただ前回の会議で、感染源を押さえないと、一度緊急事態を解除したらまたすぐに数字が飛び上がってしまうから、同じことの繰り返しになるという発言がありまして、あれは非常に印象に残ったのです。発言をされた委員の方は、世界的には国民を対象とした疫学調査みたいなものを進めているから、それをしたらどうかというご意見なのですが、今まで日本でやってきたのは、まず保健所を中心として感染経路を特定化する方法をやっていて、それプラス、5月ぐらいからCOCOAというアプリを使った経路の特定化をやったわけです。私はその発言は非常に印象に残っているのですが、これをしないと、解除すればまた数字が飛び上がる危険があると思うのです。

保健所については、入院調整のために人手が割かれているため、感染経路に人手が十分割けないという問題が色々なところから指摘されていて、私もテレビ局からそういうことを聞かれました。これについて、入院調整のほうは別の役職がやるという提案があったので、それがどれぐらい進んでいるかということをお分る範囲で教えていただけ

ればありがたい。

もう一つ、COCOAの件です。Androidの対応が去年の9月からできなかったという報道あって、新聞で紹介されたコメントの中に、普通こういうアプリというのは、1回出したら一発で完全に使えることは珍しいので、使い勝手をだんだん改良していく必要があるが、それを恐らくやっていたいなかっただけでしょうというコメントがあって、それが非常に印象に残ったのです。

私が出ているこの諮問委員会では、COCOAをやってから、どこかのクラスターがCOCOAで特定化できたという話を聞いたことはないし、一体どういう成果が上がっているか、どういうデータが出ているのかというのがあまり伝えられなかった。伝えられなかったというのは、要するにあまり効果がなかったのではないか。はっきり言って、あってもなくても同じだったのではないかという気がしているのです。使いながらだんだんよくしていく。私も携帯とかは使いながらよくしていくので、COCOAから何が分かった、ということが分かった、感染経路特定化にどれだけ役に立ったかということを経験データとして出していただければと思うわけです。

ただ、今、感染が収まっているとそれはなかなかしにくいわけですが、しかし、感染源がある限りはまた出る可能性もあるので、それをやっていただきたいと思うわけです。

病床の件について1点だけ申し上げますと、未調整という部分、要するにまだどこに当てはめるか分からないというのが年初は1万件ぐらいあって、前回の会議のときに出された数字で9,000件ぐらいだったのが、今日見たら、2月3日の数字ですけれども全国で5,600に下がっていて、これは随分よくなったなと思っています。直近だとさらに減っているということですので、どういうところで成功したのかを教えてくださいたい。それと今度の改正の中で、臨時医療機関を設けるということが書かれていて、これは恐らく必要ないということになるのかもしれませんが、今まで何で臨時病床を設けなかったのか。それとこれはスペースの問題なのか、人員の問題なのか。スペースの問題だと、臨時医療機関を設ける必要があるのでしょうかけれども、人員の問題は臨床医療機関では解決しないだろうということなのです。

もう1点だけ。前回、東京都の重症者の病床占有率が100%を超えていておかしいという点が議論になり、とても分かりやすい説明をいただきました。要するに定義が違うのだという話です。でも、よく考えてみると、我々がステージを決めるときに病床占有率というのはそのための指標に入っていて、その指標が信頼できない、そもそもその数字自体が何だか分からないというのはやはり問題です。しかも東京都は都道府県の一つではなくて、今、御説明にあったように、感染の4分の1は東京から出ているということ踏まえたら、東京都にきちんと全国標準と合わせた数字を調整して出してもらわないと。感染の4分の1の問題は東京に集中しているのですから、早急に東京都のほうで努力していただきたいと思います。

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、釜薙構成員。

○釜薙構成員 まず一点確認を申し上げたいのですが、今回の改正に伴って、緊急事態措置、まん延防止等重点措置の発出あるいは解除に関して、総理がなさる政府対策本部長の権限というか、その判断がさらに重視されるようになったと考えておりますが、それでよろしいのかどうかということが一点御質問というか確認です。

もう一点は、この基本的対処方針は、今日の資料1も四十数ページという大部であります。たしか特措法の18条でしたか。発生の状況に関する事実、対処に関する全般的な方針、対処の実施に関する重要事項を書くということが決められているので、それは書かなければならないのは承知しているのですが、過去の経緯や、新型コロナウイルス感染症に関する知見について、割合重複して出てきたりするところもあって、その部分をもう少し整理して、参照できるように後段のほうに持っていくのはいかがでしょうか。先ほど今回変わったことを新旧対照表でお示しいただきまして、こうなると分かりやすいのですけれども、基本的対処方針を全部一生懸命読もうとすると、なかなか容易ではないということがあるので、改定あるいは変更の時期ごとに、どこがどのようになったかというのが分かりやすいような記載をお願いできると、さらに情報が伝わりやすいのではないかと感じましたので、意見を申し述べました。

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、小林構成員。

○小林構成員 質問を1つ、コメントを1つしたいと思います。

基本的対処方針を読んでいて、私も釜薙構成員と同じで少し混乱したのですが、最初のほうで「緊急事態措置地域」という概念が新しく出てくるのですけれども、これは緊急事態宣言をする都道府県という意味だと思っておりますが、それと同じ概念で、前から基本的対処方針の中に「特定都道府県」という概念が入っていたと思っております。この違いがよく分からないので、御説明をいただきたいというのが1点目の質問です。

2つ目はコメントです。予防接種のことがこの基本的対処方針に書いてあるので、そこに関連して御質問したいと思います。最近、ジョンソン・エンド・ジョンソンのワクチンがアメリカで承認申請されて、今月末ぐらいには使用できるようになると。ジョンソン・エンド・ジョンソンのワクチンは、接種が1回で済むということと、通常の冷蔵庫で数か月間保存ができると報道されていますので、ロジスティクスが物すごく楽になる、やりやすくなるのだらうと思われるわけです。ジョンソン・エンド・ジョンソンのワクチンに対して、日本政府として何かアプローチをするということを考えるべきなのではないかと思ったのですけれども、そういうアプローチか何か検討はされているのでしょうか。あるいは、どういう状況であるのかということ。そして、もしされていないのであれば、ぜひジョンソン・エンド・ジョンソンのワクチンの使用についても検討さ

れるということはやるべきではないかと思えます。

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、岡部構成員。

○岡部構成員 アドバイザリーボードなどでも議論していたので、基本的には今回の対処方針は了解しますけれども、コメントなのですが、資料2の対比表の20ページの④、法律の改正に関するところで、差別の次にあるのですけれども、私はこれは非常に大切だと思っているのです。④のところは、アンダーラインもあるように、罰則が設けられている措置については患者や関係者の人権に十分配慮し、まずは当該措置の趣旨や必要性を患者等に丁寧に説明して、理解・協力を得られるようにすることを基本とするとあります。法律のことに關しては、この委員会で云々ということではありませんけれども、しかし、その運用に關しては十分重要視してほしい。

ここだけではなくて、ほかのところにも罰則規定に關する慎重な取扱いというのが何か所かに書いてあったので、それについては本当に強調しておくべきことではないかと思えます。

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、谷口構成員。

○谷口構成員 3点、簡単に申し上げます。

1点目は、本コロナウイルス感染症の概念ですが、もう既に軽症例でもCTを撮ると60%にground glass appearanceがあるという報告はコンセンサスになりつつあります。また、いわゆるLong COVID、日本では後遺症と言われますが、そういったこともほぼコンセンサスだと思います。この対処方針案にそういったことを記載するのであれば、これは記載しておかないと、国がいつそれを認識したかということに関わってくると思いますので、記載すべきだろうと思います。

同じ状況で変異株についてですが、変異株に關するリスクアセスメントに記載されているのは、諸外国、ECDCといったところに比べるとかなり楽観的に見えます。これでもいいのかというのは、御確認いただければと思います。

3点目は、先ほどもお話がありました。これまでも私は何度も申し上げてまいりました。今、全体の感染者数が減ってきているのは事実だろうと思いますが、相対的に高齢者が増えて、若年者が減っています。ある意味、今の日本のサーベイランスはILI/CLIサーベイランスを行っておらず、臨床的に診断された例の届出ですから、患者の受診行動に影響を受けます。そうしますと若年者、20代、30代の受診行動が減少すれば相対的に比率は下がりますから、そういったことも考えておかなければなりません。

そういうことを考えると、やはり下がった時期に十分な感染源対策、無症状者のスクリーニング、有症状者の積極的探知をしていく必要があると思います。

無症状者のスクリーニングというのは、いわゆるマス（あるいはユニバーサル）・スクリーニングとターゲット・スクリーニングに分けられると思いますが、アメリカ、色々な都市でユニバーサル・スクリーニングが行われています。もちろん余裕があれば、できればいいのですけれども、少なくとも最初は段階的にターゲット・スクリーニング、つまりリスクアセスメントに従って、ハイリスクの部分からターゲット・スクリーニングを導入していくべきだろうと思います。さもなくば、宣言を解除して、人と人との接触が戻れば、必ず元に戻ってしまうと思います。

このままだと、個人的にはレストラン、観光業といったところは軒並み潰れてしまうのではないかと思います。国民がそういった産業を守るのであれば、積極的にスクリーニングを受けて、感染していれば10日間の自宅待機をして、そうしてそういった産業を助けていかないと、恐らくこのままどんどん悪くなるのではないかと。

ワクチンを打っても全ての解決にはつながりません。少なくともしばらくは同じ対応を取り続ける必要がありますので、この対処方針のまん延防止対策のところに、明瞭にターゲット・スクリーニング、そしてリスクアセスメントに応じてユニバーサルあるいはマस्कリーニングということに記載するべきだと思います。

○尾身会長 ありがとうございます。議論の効率化のために、私のサジェスションは、先ほど竹森構成員からもあったし、今、谷口構成員からも、いわゆるスクリーニングの話、感染源対策が一つのポイントですから、それについては後で必ずやりますので、他の意見はいかがでしょうか。石田構成員。

○石田副事務局長（連合） 連合として、今回の基本的対処方針の改定については賛同したいと思います。

その上で、1点お願いがございます。今回、緊急事態措置が発動される前後にまん延防止等重点措置が発動される可能性があるわけですが、該当地域の雇用調整助成金の特例措置の取扱いについては、業種の区分なく緊急事態措置と同等にするべきだと思っておりますので、そこのご検討をお願いしたいと思います。

まん延防止等重点措置は緊急事態措置と同じような影響が事業者、労働者におよびますので、そういった意味では、この特例措置の継続も含めてお願いをさせていただきたいと思います。

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、飯泉知事、お願いします。

○飯泉知事会長（全国知事会） 3点申し上げたいと存じます。

1つは、改正特措法、また感染症法などの改正についてであります。我々、全国知事会から緊急事態宣言に行かないようにということで、ただいまステージⅢに差しかかる

前に強い措置をと、まん延防止等重点措置がつくられるとともに、これがリバウンドを防ぐことにも用いられることとなったところでありますので、我々知事としても、しっかりとこれらの権限を踏まえていきたいと考えております。

また、今、多くの皆さん方、尾身会長からも、これは後で取りまとめというお話もいただきましたが、例えば今回実効性が担保されました積極的疫学調査、健康観察などについて、これは感染経路をしっかりと究明をする、クラスターを封じ込めるためにはどうしても必要なところでありますので、罰則などに行く前に、我々知事としてもしっかりとその意義といったものを国民、都道府県民の皆さん方に示していきたいと考えておりますので、国におきましても、政府広報あるいはSNSなどを通じまして、先ほど竹森委員からもお話がありましたように、しっかりとこれらの意義を示していただきたいと思っております。

また、罰則適用も明日からスタートとなるところでありますが、全国一律、公平的な運用をしなければいけないということになりますので、ぜひ、政令などにおきましての分かりやすい指針やガイドラインといったものを速やかに我々に御提示いただきたいと思っております。

また、今回法的に位置づけられました差別的取扱いの防止、大変重要な点、我々も常々申し上げてきたところであります。知事会としても、その実態の把握、相談体制、支援、また広報を行ってまいりたいと思っておりますので、国においても同様をお願いしたいと思います。

次に2番目、いよいよ来週半ばからスタートするワクチン接種についてであります。ぜひ、このワクチンが全国でスムーズに行われるように、実施主体であります市町村あるいは医療機関と国との間を我々全国知事会としてもしっかりとつないでいく。その意味で、来週の月曜日、2月15日から緊急対策本部の下にワクチン接種特別対策チームを立ち上げ、32道府県から出されるリエゾンを国へ派遣するとともに、これまでの先進事例、今後の先進事例あるいは課題といったものをしっかりと収集・分析させていただき、横展開を図るとともに、国にも積極的に御提言をタイムリーにしていきたいと考えておりますので、この点につきましても御協力をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

最後、出口戦略について、今後、10都府県の知事から解除要請などがあると思っておりますが、ぜひその場合に速やかに解除をするのか、あるいは継続をするのか、その上でも様々なエビデンス、早め早めの方法などもお願いしたいと思います。

また、コロナ対策もいよいよ2年次目に入ることとなります。これまでの様々な知見、教訓といったものをしっかりと踏まえて、より強力に対応していく必要があると我々も考えておりますので、ぜひ年度末、あるいは年度初め、人が多く移動する時期でもありますので、我々もしっかり国民の皆さん方にアナウンスさせていただきたいと考えておりますが、国におきましても、その広報、その意義といった点、ぜひよろしくお願い申し上げます。

この基本的対処事項をしっかりと実効あらしめるために、我々も一致結束してまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、経団連の井上理事。

○井上常務理事（経団連） 特措法、感染症法の迅速な改正を、私ども経済界としても歓迎しております。

また、今回のまん延防止等重点措置などによりまして、地域の実態に応じた機動的でメリハリのある対策が講じられることで、社会経済活動と感染拡大防止の両立が図られるということも期待しております。1日も早い緊急事態宣言の措置の解除に向けまして、経済界も一体となって取り組んでまいります。

また、ワクチン接種にも大いに期待しているところでございまして、ワクチン接種の呼びかけ、あるいは、場合によっては職場での接種ということにつきましても様々な協力をしてまいりたいと考えておりますので、引き続き連携をよろしくお願いたします。

○尾身会長 それでは、大体大事なテーマが出てきたと思いますが、舘田構成員。

○舘田構成員 私も、先生方のお考えと大体一緒なのですが、今回、まん延防止等重点措置が動き出すということが非常に大事な意味があると私は感じます。それは先ほどありましたけれども、とにかくリバウンドを起こさないのだという思いの中でまん延防止が出てきたわけですが、注意しなければいけないのは、急所が最後まで燃え残って、恐らくそこからまたリバウンドが始まる。そこを押さえるというのがまん延防止の目的だと感じているわけです。ただ、我々はこれを共有できているのですけれども、何となく緊急事態宣言が解除になって、まん延防止に移るぞといっても、一般の人たちにそこまで危機感、大事なポイントをそこまで認識していただけるかどうかということは、情報発信ですけれども、当たり前なのですが非常に注意して、準緊急事態宣言ですよね。ポイントのポイントですよね。ですから、我々も含めて、しっかりと正しい情報を伝えていかなければいけないなということがお願です。

もう一つは、急所の急所でなかなか言うことを聞いていただけないとか、最後まで燃え残るところというのは、タフなところですよ。そのところにお願するわけですから大変なのです。先ほどありましたけれども、例えば今、飲食店の時短営業で1日6万円というような対策で、不平等があると言われながらも、非常に効果的に動いているわけですが、今度はある意味ポイントを絞るわけですから、そこにはさらにお願するとき、倍の倍でもいいぐらいに、とにかく急所の急所なのだから、そこを押さえるような対策も考えていってもいいのではないかと思いました。

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、武藤構成員。これで一応区切りたいと思います。

○武藤構成員 今回、対処方針の中に法改正の項目が色々入りましたけれども、1つどこに挟んでいただくのが悩ましくて発言が遅れてしまいました。先ほど飯泉知事がおっしゃっていたように積極的疫学調査の意義を伝えるということと、今回変異株に関しては、疫学調査がうまくいっているのです。色々なことが分かってきているという貢献の部分について、国民にしっかり知らせるということは私も大変賛同したいと思います。

その上で、今回また起きたかと思ったのですけれども、変異株のクラスターが起きたなどというのが自治体から発表されると、報道の関係者の方から、その店はどこなのかとか、人間関係についてどんどん問われて、知事さんたちをはじめ都道府県の方々が必要で個人情報を守ろうとしていらっしゃるということが今回ひしひしと伝わってきました。

個人情報を必ず保護するということ、今、基本方針案を「個人情報」で検索すると1個も出てこない。今回追加された部分に関してどこか挟めるところがあれば、それをしっかり守るのだということをおの方針の中でうたっていただきたいと思えます。

そうしないと、報道機関と都道府県の間でまたとても大変なことが起きてしまって、それが差別や偏見のネタになってしまうという悪循環を繰り返すことになりまますので、ぜひ知事さんたちが頑張れるように、ここの中でも一押しいただければと思えます。

○尾身会長 それでは、様々なコメント、質問がありましたので、まず事務局のほうから。

○事務局（池田） 幾つか御質問いただいた点にお答えします。まず、竹森構成員と谷口構成員からスクリーニング検査の実施について、ご意見をいただきました。厚労省に担っていただく部分が多いのですけれども、コロナ室といたしましても、基本的対処方針の21ページの②に書いておられますとおり、解除された団体の歓楽街等の比較的リスクが高いところを中心に、1日1万件ぐらいの大規模なスクリーニング検査を都道府県と連携して、1つの試みとして実施してまいりたいと考えております。こういった取組を通じまして、予兆、すなわちどこに火種があるのかを早期に探知して、感染の再拡大を防いでまいりたいと考えております。

釜薙構成員から、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出について、政府対策本部長の判断がより重視されるのかとのお質問をいただきました。緊急事態宣言についてはこれまでと同様でございます。まん延防止等重点措置についても、政府対策本部長が今後、新たに判断をすることとなります。ただし、まん延防止等重点措置については、法律上、都道府県知事が要請できるという規定がありますので、都道府県の意向をより尊重しながら、政府対策本部長が判断するということになろうかと思えます。それから、

この基本的対処方針を簡略化できないかとの御指摘を受けました。事務局としても色々工夫しておりますが、さらに分かりやすいように、今後工夫をしてみたいと思います。

小林構成員から、「緊急事態措置地域」と「特定都道府県」の用語の違いについて御質問がございました。緊急事態措置を実施すべき区域、基本的対処方針上は「緊急事態措置地域」と略称していますが、法律上は、都道府県には限らず区域の設定をすることが可能です。運用上、都道府県単位で地域の指定を行っておりますので、そういった意味では特定都道府県と区域的には重なるわけですけれども、特定都道府県はあくまで緊急事態措置を実施すべき区域が属する都道府県という概念ですので、基本的対処方針については、そういったことで書き分けております。

岡部構成員から、罰則の適用について御意見がございました。私どもも慎重に進めてまいりたいと思っております、その手続に関する通知を別途、地方自治体に発出したいと考えております。

舘田構成員から、まん延防止等重点措置について御意見を賜りました。また、協力してくれる事業者に対する支援策についても御提案をいただきました。これにつきましては国会の附帯決議でも、財政支援措置の在り方について検討することという附帯決議がなされておりますので、それに沿いまして、引き続きどのような形で行っていくのが適切か、よく研究してまいりたいと考えております。

私からの回答は以上でございます。

○尾身会長 それでは、厚労省。

○厚生労働省（迫井） お時間もございませんので、病床につきまして簡単に。竹森構成員からの御指摘が2点ございます。

都庁との関係は、御指摘のとおりしっかりよく相談して、修正なりなんなりを対応したいと考えております。

あと、病床に関する運用や調整についての御指摘がございました。これは細かく御説明しませんが、資料2の今回修正案として出ております16ページ、17ページそれぞれに、まずスペースの問題なのか、マンパワーの問題なのかをきちんと、ということはおっしゃるとおりでありまして、基本的には、マンパワーが足りないのもむしろ病床を空けながらやっておりますので、物理的空間が足りないというのはあまりないわけがあります。その辺りをしっかり検討していただきたいというのが16ページに記載がございます。

17ページでありますけれども、限られた病床を効率よく使うことも非常に重要でありまして、その点についての認識を今回しっかり出ささせていただきまして、病床の調整、特に患者の医療提供に関する必要な総合調整を行う。それから、必要な支援を行う。こ

の点についてはしっかり対応させていただきたいと思っております。

○厚生労働省（正林） 幾つか御指摘いただきました。まず、COCOAの関係でございます。Android型の携帯におきまして通知が届いていなかったということが判明しまして、信頼を損ねることとなりまして、大変申し訳ございませんでした。

御指摘のように、このCOCOAはオープンソースを基にしたソフトになっておりますので、まさにその中で不具合が見つければ改良していくという仕組みになっておりまして、これまでも5回のバージョンアップを行っております。ただ、今回の大きな不具合がそもそも発見できていなかったということでございますので、まずは2月中旬、近々の修正版のリリースに向けて、今、全力で取り組んでいるところでございますけれども、この間の経緯を調査した上で、体制の強化などに取り組んでまいりたいと思っております。いずれにしましても、大変御迷惑をおかけいたしまして、申し訳ございませんでした。

ワクチンの関係で御質問がございました。個々のワクチン企業との交渉につきましては申し上げることができませんけれども、現在公表しております3社以外の会社等につきましても、幅広く情報収集を行っているところでございます。これにつきましては、ともかく適切なワクチンの確保、接種に向けて、よりいい選択肢が取れるように取り組んでまいりたいということでございます。

感染症法改正の関係では、罰則に関しまして御指摘がございました。運用について慎重にやっていくということについて、これは今週2月9日に全国知事会との意見交換会、10日に事務レベルの方々との意見交換会もいたしまして、2月10日の夕方に、詳しいQ&Aなどを各都道府県にお出ししたところでございます。恐らく今日、各都道府県の実務のところには届いていると思っておりますので、こうしたものと合わせまして、慎重な取扱いにつきましての具体的な内容をしっかり周知徹底してまいりたいと思っております。

もう一点、ワクチンの関係で情報収集、横展開等の御指摘がございました。これも知事会のほうに御協力いただきまして、各都道府県から職員の方を派遣いただいて、健康局の中にお座りいただくという体制が来週から組まれております。こうしたリエゾン的な方にも御協力いただきながら、最新の情報をお伝えして、各自治体のレベルまで行き渡るようにしたいと思っておりますし、いい事例については、そうした仕組みも使いまして横展開をしてまいりたいと考えているところでございます。

○厚生労働省（佐々木） 追加でございますけれども、コロナの後遺症の関係で御指摘がございました。これに関しては様々な文献が出ておりますが、国内の状況につきまして、今、厚生労働科学研究におきまして実態把握、原因究明に関する調査研究を実施しております。この結果がまとまり次第、共有いたしたいと思っております。

また、変異株の記載に関しましては、アドバイザリーボードの議論など、感染研を主としてまとめていただいたデータを基に議論をしておりまして、様々な情報を追加しな

がら、必要があれば記載についてまた御議論いただければと思っております。

○尾身会長 それでは、大体事務方のほうで答えていただきましたが、1つだけ、小林構成員のほうからジョンソン・エンド・ジョンソンについてのことがありました。

○厚生労働省（正林） 申し訳ありません。個別の会社との状況につきましては御説明することが難しいので、その点御容赦いただきたいと思いますけれども、ワクチンの関係につきましては、現在公表しております3社以外にも情報収集等を行っているところでございますので、公表できる段階で、それぞれまとまったものを公表していくということでございます。

○尾身会長 どうもありがとうございます。それでは、大体質問等についての事務方からの対応、答えがあったと思います。

私から、今日の主たる目的は、基本的対処方針案をどうするかということで、その中で、まず1点目、これは谷口構成員から、間質性肺炎等色々な重大な問題が出ていて、佐々木審議官からこれはさらに調査するということですが、1つは、間質性肺炎あるいはかなり強い副作用があるということを基本的対処方針のどこかに書いたほうがいいのではないかというコメントです。今のところこのことは書いていないですね。だから、今こういうことがあって、さらに調査するという趣旨のことは書いたほうがいいと私は思いますので、それでよろしいですか。場所は後で厚労省と相談します。

それから、今日の一番の議論である例の感染源については、先ほども竹森構成員と谷口構成員が感染源等々のことで、ここは非常に大事なので、分科会は当初から、7月、8月の段階から無症状者に対しても検査前確率の高い、つまりリスクが高いという場所・集団はやったほうが良いということを示し上げてきた。ここに来て加速度をつけるべきで、ここについて資料1の21ページの②と14ページの下の方にサーベイランスということと2つ書いてあるのです。特に21ページのほうはいわゆる解除後のところを書いてあるわけなのですけれども、ここで21ページの②で、私のサジェスションは、感染源対策、それからユニバーサル・スクリーニングというのはリソースでなかなか難しいので、ターゲット・スクリーニングということで、もうこれはリバウンドを防ぐ、感染源を探知するという意味で極めて重要なので、ここについては、再度の感染拡大の予兆を早期に、とあるのだけれども、ここは感染源を早く見つけるということをはっきり言うことが必要と思います。

実は、先日の分科会の後に記者会見をしたときにも、こういう書き方を我々はもう言っているわけで、感染リスクの高い地域などを中心に無症状者に焦点を当てて、広範かつ頻回に行う積極的な調査をするということ。それは解除した県です。全国の都道府県にも早期の感染源探知及び対策につながる疫学調査をするということをもう、アドバイ

ザリーボードも言っているので、ここの書きぶりをもう少し分かりやすく、感染源を早期に探知し、対策を打つという趣旨のこと。それでリバウンドを防ぐのだということ。ここは皆さんの意見が非常に強いので、修文をさせていただければと思います。

もう一つ、これも谷口さんですかね。変異株のことがあって、昨日もアドバイザリーボードで、変異株のことについて、輸入例だけではなくて、地域の中での感染があるということで、もう少し変異株についても言及して、変異株の早期の探知等々というのが今、非常に求められていると思いますので、21ページの②のところは、変異株のことも一緒に書く。文章については我々に任せていただければということで、特に反対がなければ、修文をお願いしたいと思います。

それから、先ほど飯泉知事から、休み中のことですが、ここは事務局に教えていただきたいのですが、今回、分科会あるいはアドバイザリーボードでも休み、いわゆる忘年会だとか、今度は謝恩会というものによる感染のリバウンドの可能性が今までの教訓としてあるので、ぜひ政府あるいは自治体からも、謝恩会や卒業旅行のことについて、国・自治体のリーダーに言っていただければいいのか、これを基本的対処方針に書き込むのかについて、教えていただければと思います。

○事務局（池田） 比較的長い休暇にまつわる問題ですが、これまでも8月のお盆の帰省の件、年末年始の忘年会、新年会、初詣の話などがございました。それにつきましては、分科会から御提言をいただき、その都度、政府としても分科会提言を受け止めて情報発信してきたところでございます。尾身会長がおっしゃっておられるのは、今回の分科会の提言でもございました卒業旅行や卒業式前後の謝恩会のお話だと思いますが、これについては基本的対処方針に書き込むというよりは、分科会提言を受けて政府としても適切に情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○尾身会長 分かりました。大事なところはそんなところだと思いますが、時間があと少し残っていますので、特に今日は基本的対処方針の修文ということが一番大事ですが、ここだけは修文あるいは訂正、追加等々、今までの議論で漏れたことがあれば。それでは、大体よろしいですか。

○厚生労働省（正林） 修正と関わりませんが、先ほどCOCOAのバージョンアップは5回と申し上げましたが、7回でございましたので訂正させていただきます。申し訳ありません。

○尾身会長 それでは、修文のところは、この疾患は感染が軽くても副作用がかなり厳しい。先ほどの60%ということをしかりとどこかに書く。

変異株のモニタリング、対策がここに来てさらに重要性を増してきたということを書

く。

既に基本的対処方針の21ページあるいは14ページに書いてあるのですけれども、少し言葉が分かりにくいので、もう少し感染源対策、リバウンドということで、いわゆるターゲット・スクリーニングを今やろうとして、始めるのだという強い思いを少し書いたほうが良いということで、ここは修文をする。

このぐらいで、あとはこれからの基本的対処方針のまとめ方とか、武藤さんが言った積極的調査の意味、そういうことはここではすぐにはできないので、またしっかりやっていくということだと思います。

そういうことで、今日の資料1、資料2について、基本的には政府の諮問について、今の幾つかの訂正の下で我々は合意したということによろしいですか。

(異議なし)

○尾身会長 オンラインの方も特にございませつか。では、そういうことで、どうもありがとうございます。

○西村国務大臣 今、尾身会長から御指摘のありました点、修文をしっかりとさせていただいた上で、今日、この後、私が国会で説明をした後に、夕方の政府対策本部で決定をするということになりますので、よろしくお願ひします。

その上で、幾つか御意見もいただきました。非常に大事な御意見だと思っております。全てを基本的対処方針に書き込むわけではありませつか、いただいた御意見はしっかりと受け止めて、対応していきたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○尾身会長 それでは、事務局に返します。

○事務局（鳥井） 次回の開催については、決まり次第、連絡をさせていただきます。本日は、急な案内にもかかわらずお集まりいただき、ありがとうございました。